



子育て世帯のかたへ、大切なお知らせ

申請は
お済みですか？

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。給付金の対象に該当し、まだ申請をされていないかたは、お早めにお問い合わせください。

※このご案内は、申請していないかたや支給を受けていないかたが対象です。すでに「ひとり親世帯分」または「その他世帯分」が支給済みのかたは対象外です。

1. 給付金の対象

ひとり親世帯分

次の①または②のいずれかに当てはまるかた

- ①公的年金などを受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないかた
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当受給者と同じ水準となったかた



その他世帯分

18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育しているかたで、次の①または②のいずれかに当てはまるかた

- ①令和3年度の住民税が非課税のかた
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた

2. 給付金額 児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の申請手続き

給付金の該当区分によって申請が必要となる場合があります。詳細や必要な書類については、事前にお問い合わせください。

申請期限 令和4年2月28日(月)まで

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

12月4日(土)から10日(金)は、 「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です！

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、さまざまな人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

この機会に、人権について改めて考えてみましょう。

問合せ＝総務税務課 総務係 ☎76-1115



保育サポーター募集♡

美里町ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたいかた（利用会員）と行いたいかた（サポート会員）が会員となり、緊急サポートセンターが仲介して、地域での子育てのお手伝いをする会員同士の支えあいの活動です。



利用会員

20歳以上でお子さんの好きなかたであれば、4日間の講習を受講いただくことで、サポート会員としての登録ができます。ご夫婦での参加も大歓迎です。

地域の子どもたちの成長を親御さんと一緒に見守る、そんな気持ちでお手伝いください。

参加は無料です。ご参加お待ちしております。



サポート会員

★保育サポーター養成講座の日程表★ 会場：美里町役場 会議室

日程	講習時間	内容	
令和4年 1月17日(月)	午前9時30分～ 午後2時	地域で行う子育て支援 ～みんなで子育て～	地域で行っている支援の話
	午後2時～ 4時30分	赤ちゃんのお世話と子育て事情	新生児の保育と 昨今の子育て事情
1月19日(水)	午前9時30分～ 午後4時30分	子どもの体と心の発達・ 生活・遊び	最近の保育グッズなどの 保育に必要な話
1月20日(木)	午前9時30分～ 午後4時30分	小児の病気の特性・ 観察とケア・感染予防	子どもの病気と 感染予防の話
1月21日(金)	午前9時30分～ 午後4時30分	子どもの事故と安全管理・ リスクマネジメント	安全な保育の環境・ 応急処置などの話

■申込方法・期限

緊急サポートセンター埼玉まで電話で申し込みください。申込期限は令和4年1月7日(金)までです。

■対象児童の年齢

0～12歳（小学6年生まで）

■保育謝礼金

①ファミリーサポートセンター

※担当する親子と顔合わせをして、一緒に依頼内容を決めてからお預かりを行います。事前に予定が決まっている依頼が中心です。

- ・午前7時～午後7時 1時間 800円
- ・それ以外 1時間 900円

②緊急サポートセンター

※前日、当日の急な依頼の場合は以下のとおりです。

- ・午前7時～午後7時 1時間 1,000円
- ・それ以外 1時間 1,100円
- ※病児・病後児のお預かりは以下のとおりです。
- ・午前7時～午後7時 1時間 1,100円
- ・それ以外 1時間 1,200円

■その他

①・②いずれも交通費は別途支給されます。賠償責任・傷害保険に加入しています。

申込み・問合せ

緊急サポートセンター埼玉 ☎ 048-297-2903



緊急サポート
センター埼玉
ホームページ

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132